

県単森林整備事業実施要領

最終改正：令和6年7月25日

県単森林整備事業の実施については千葉県森林整備事業実施要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第1 補助対象

1 事業主体等

森林の有する多面的機能の維持・増進を図ることを目的として、市町村が行う県単森林整備事業及び、市町村が県単森林整備事業を行う森林所有者等に対し県の補助率を下らない補助率により補助する場合に限り、県は市町村に補助金を交付する。

2 事業内容

森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）第2に規定される事業を補完するために行うものであり、市町村森林整備計画に適合した内容であること。補助の対象となる事業区分及び内容は次のとおりとする。

事業区分	事業規模	事業内容
1 造林	1施工地あたりの面積が0.05ha以上	(1) 人工造林 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、播種、低質林等における前生樹の伐倒、除去（以下「特殊地拵え」という。）とする。 (2) 樹下植栽等 次のア又はイのいずれかに該当するもの ア 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上の林分において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去とする。 イ 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去
2 保育		(1) 下刈り 植栽により更新した2齢級以下の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下の林分で行う雑草木の除去とする。 (2) 枝打ち 6齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去とし、スギ、ヒノキの林分で雄花の多い立木を主体に実施するものとする。 なお、枝打ちを次のとおり区分する。 ア 枝打ちⅠ

		3 齢級以下の林分において実施する地上 1 m 以上かつ平均樹高の 70% を上限とする枝打ち イ 枝打ちⅡ 6 齢級以下の林分において実施する地上 2 m 以上かつ 3 m を上限とする枝打ち ウ 枝打ちⅢ 6 齢級以下の林分において実施する地上 3 m 以上の枝打ち。ただし、地上おおむね 8 m を上限とする。 (3) 間伐 適正な密度管理を目的として行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とする。 なお、間伐を次のとおり区分する。 ア 間伐Ⅰ 12 齢級以下の林分、又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が 18cm 未満の林分において行う、育成しようとする樹木の立木本数の 20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から 20% 未満とすることが適切であると判断される場合は 10%）以上を伐採する間伐 イ 間伐Ⅱ 12 齢級以下の林分又は森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 11 条に規定する森林経営計画に基づいて行うものであって森林法第 10 条の 5 に規定する 市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢に 2 を乗じた林齢以下の林分で行う、育成しようとする樹木の立木本数の 20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から 20% 未満とすることが適切であると判断される場合は 10%）以上を伐採し、当該伐採木の本数のおおむね 80% 以上を搬出集積する間伐 (4) 除伐 下刈りが終了した 5 齢級以下（天然林にあっては 12 齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とする。 (5) 除伐（花粉対策） 5 齢級以下のスギ林分において、花粉対策を目的として行う、全体本数のおおむね 10～20% の割合の着花量の多い個体の除去とする。 (6) 倒木起こし 植栽により更新した 5 齢級以下の林分において行う火災、気象災、病虫害等による倒伏木の倒木起こしとする。 農地等周辺の放置竹林等において行う、立竹本数の 20% 以上の伐倒及び整理とする。
--	--	--

3 獣害対策としての竹林整備		公共的に重要かつ必要な2齢級以上6齢級以下のマツ林の健全な成長を促進するために行う雑草木の除去とする。
4 松林特別整備		鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設（食害防止チューブ、忌避剤等を含む）等の整備とする。
5 付帯施設等整備		県単森林整備事業等で森林整備を実施する市町村の間伐事業地の間伐材の林外での有効利用等を目的とした運搬及び作業路の開設とする。
6 間伐材運搬		県単森林整備事業等で森林整備を実施する市町村の特殊地拵えにより発生した材の林外での有効利用等を目的とした運搬とする。
7 発生材運搬		県単森林整備事業を実施するために必要な森林所有者のとりまとめ、書類作成等に係る経費とし、直接事業費の5%以内を補助の対象とする。
8 事務費		

第2 事業の実施

1 事業計画

- (1) 市町村長は、事業実施年度の5月10日又は林業事務所長（以下「所長」という。）が別に定める日までに県単森林整備事業年度計画（第1号様式）を作成し、所長に提出するものとする。
- (2) 所長は(1)の県単森林整備事業年度計画の提出があったときは、予算等を検討の上補助金額を決定し、市町村長に内示するものとする。
- (3) 風倒被害地における特殊地拵えを実施する場合は、標準地調査野帳（第2号様式）を作成するものとする。なお、調査は「森林整備事業竣工検査内規」第18条に準ずることとする。

2 交付申請

市町村長は、林業関係交付要綱第3条の規定にかかわらず、内示後の6月30日又は所長の定める日までに、補助金交付申請書（第3号様式）1部を所長に提出するものとする。

3 補助金の交付決定

- (1) 所長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、交付決定を行うとともに、補助事業者に通知するものとする。
- (2) 所長は、前項の規定により交付決定を行ったときは、当該交付決定に係る第3号様式の別紙2から別紙3を添えて、知事に報告するものとする。

4 交付の条件

所長は、補助金の交付に当たって、事業主体に対し次に掲げる条件を付する。

- (1) 事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該事業の施行地を森林以外の用途に転用（事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた

後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)する行為又は事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為(森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ所長にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

ただし、公用若しくは公共用に供する場合又は天災その他やむを得ない事由により転用する場合においては、所長に協議することができる。

- (2) この事業の補助金に係る証拠書類を、事業終了の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

5 実績報告

市町村長は、事業の完了日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定に関わる年度の3月25日のいずれか早い日までに、林業関係交付要綱第6条の規定にかかわらず、実績報告書(第4号様式)1部を所長に提出するものとする。

6 竣工検査

所長は実績報告書に基づき、別に定める森林整備事業竣工検査内規による検査を行い、県単森林整備事業完成調書(第5号様式)を作成するものとする。

7 額の確定

- (1) 所長は、竣工検査の結果に基づいて、その内容を審査し、実績に係る成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、規則第14条の規定により交付すべき額を確定し、市町村長に通知する。
- (2) また、前項により額の確定を行ったときは、当該額の確定に係る第4号様式の別紙2から別紙4を添えて、知事に報告するものとする。

8 交付請求

補助金の交付を請求しようとするときは、林業関係交付要綱第7条の規定にかかわらず、補助金交付請求書(第6号様式)1部を所長に提出するものとする。

9 概算払い請求

千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規定により、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書(第7号様式)1部を所長に提出するものとする。

10 補助金の返還等

事業主体が施行地を森林以外に転用する場合、又は補助金の交付条件に違反した場合は、県に補助金の返還等をさせることがある。

11 承認申請

- (1) 千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号)第5条第1号に規定する知事の承認を必要とする変更は、総事業費の30%を超える増減がある変更及び総事業費が交付決定額を超える変更とする。
- (2) 前項の規定による承認を受けようとするときは、県単森林整備事業変更(中止・廃止)承認申請書(第8号様式)を所長に提出するものとする。

第3 補助

- 1 事業費は標準単価に事業量を乗じて算定し、補助金額は事業費に補助率を乗じて算定する。

第4 事業内容の細則

事業内容については、第1の2によるもののほか、事業内容ごとに以下の各項のとおりとする。

事業内容	細則
人工造林	特殊地帯えを実施した場合は、原則としてその実施の翌年度から起算して2年以内に植栽による更新を行うものとする。
下刈り	1 齢級の人工林における下刈りは、単年度1回、5年間に5回を限度に補助を行う。また、2 齢級の人工林における下刈りは、単年度1回、5年間に2回を限度に補助を行う。 なお、植栽木の健全な生育のため2回刈りを必要とし、1回目と2回目それぞれの実施前、実施後の状況が確認できる場合に限り、1 齢級の人工林の2回刈りを補助対象とする。この場合、他の補助事業を含め単年度に2回、5年間に10回を限度に補助を行うこととし、2回刈りの補助対象とした施行地は、2 齢級の下刈りの補助対象としないこととする。 ただし、松林特別整備については、この限りではない。
枝打ち	(1) 枝打ちⅠについては1回のみ補助を行う。なお、枝打ちⅡ及び枝打ちⅢについては同年度に実施することができるものとする。 (2) その他の保育と同年度に実施することができるものとする。
間伐	(1) 間伐の補助対象としての採択間隔は5年以上とする。 (2) 間伐のうち、竹類の除去は、次に掲げる要件を満たす場合に補助対象とする。 ア 不用木の除去、不良木の淘汰に伴う施業であること。 イ 竹類の本数が目的樹種の本数の30%以上を占める林分で、当該竹類すべてを除去する施業であること。
除伐（花粉対策）	(1) 除伐（花粉対策）については、1回のみ補助を行う。 (2) 下刈り、枝打ちと同年度に実施することができるものとする。
獣害対策としての竹林整備	(1) 補助対象としての採択は、事業地ごとに事業実施初年度から2か年を限度とし、それ以降の採択間隔は5年以上とする。 (2) 1の2の事業区分3の対象地域は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年号外法律第134号）第4条の規定による被害防止計画が策定され、計画にイノシシ被害対策が記載されている市町村における竹林とする。ただし、電気防護柵等により鳥獣被害対策が実施されている竹林は対象外とする。
間伐材運搬及び発生材運搬	(1) 間伐材運搬のみを実施する場合の運搬材積は、おおむね10 m³以上を計画するものとする。 (2) 事業主体は、間伐材運搬を実施する場合は間伐材運搬等数量検知野帳（第9号様式）を整備するものとする。 (3) 間伐材運搬及び発生材運搬において材を土場に集積する場合は、量的なまとまりや交通の利便性等を考慮し、その後の利用が効率的に図られるよう、おおむね30 m³以上の規模の土場に集積するものとする。 (4) 作業路の開設については、国庫補助事業における森林作業道の基準未満のものを補助対象とすることができるものとする。ただし、主伐時における

	る伐採搬出指針に基づく伐採及び集材に係るチェックリストを提出するものとする。 (5) 間伐材運搬及び発生材運搬にあつては、県単森林整備事業のほか要綱第2の1～7に定める補助事業による間伐・更新伐及び特殊地拵えの事業地を対象とすることができる。（間伐・更新伐は間伐材運搬を適用し、特殊地拵えの場合は発生材運搬を適用すること。）
--	--

第5 その他

- 1 所長は、この事業の実施について効果的かつ円滑な実行を図るために必要な指導助言を行うものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。
- 3 本要領により難しい事項については、知事の承認を受けるものとする。
- 4 以上のほか、細部の手続、様式等は、本要領の趣旨に基づき市長村長が定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成15年度に係る事業から適用する。ただし、第2の2の(1)に規定する設定計画書の提出時期については平成15年度事業に限り、平成15年6月30日とする。
- 2 この要領は、平成16年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 3 この要領は、平成23年度の予算に係る補助事業から適用する。ただし、第2の2の(1)に規定する設定計画書については、平成23年度事業に限り、前年度までに設定された森林機能強化対策整備地域設定計画書を準用できるものとする。
- 4 この要領は、平成24年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 5 この要領は、平成28年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 6 この要領は、平成30年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 7 この要領は、平成31年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 8 この要領は、令和2年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 9 この要領は、令和4年12月6日以降の令和4年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 10 この要領は、令和5年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 11 この要領は、令和6年7月25日以降の令和6年度の予算に係る補助事業から適用する。

年度県単森林整備事業年度計画

年 月 日

〇〇林業事務所長 様

市町村長

年度において県単森林整備事業を実施したいので、県単森林整備事業実施要領第 3 の 1 の (1) の規定により別紙のとおり年度計画を提出します。

別紙

年度県単森林整備系事業年度計画

[illegible]

第2号様式

標準地調査野帳

事業内容【 】

○プロットNo.

立木No	胸高直径(cm)	樹高(m)	材積(m³)	風倒被害有無	立木No	胸高直径(cm)	樹高(m)	材積(m³)	風倒被害有無
1					26				
2					27				
3					28				
4					29				
5					30				
6					31				
7					32				
8					33				
9					34				
10					35				
11					36				
12					37				
13					38				
14					39				
15					40				
16					41				
17					42				
18					43				
19					44				
20					45				
21					46				
22					47				
23					48				
24					49				
25					50				

被害木には○を付ける。

標準地面積(ha)	全立木本数(本)	被害木本数(本)	風倒被害率(%)
伐採前全立木材積(m³)	ha当たり伐採前全立木材積(m³)		伐採前刈払いの有無
			有 ・ 無

市町村	大字	地番
調査年月日	年 月 日	

注1 材積は、原則として樹種ごとの立木幹材積表を使用して求める。

注2 標準地の設定方法は、以下のとおりとする。

(1) 標準地の規模

現地条件等により、次のいずれかの方法により標準地を定める。

ア 1箇所当たり対象木5列×10本 計50本以上

イ 1箇所当たり100㎡以上の方形又は円形プロット

(2) 標準地の箇所数

施行地の面積に応じて、以下のとおりとする。

1ヘクタール未満 : 1箇所以上

1ヘクタール以上2ヘクタール未満 : 2箇所以上

2ヘクタール以上5ヘクタール未満 : 3箇所以上

5ヘクタール以上10ヘクタール未満 : 5箇所以上

10ヘクタール以上 : 7箇所以上

年度県単森林整備事業補助金交付申請書

年 月 日

〇〇林業事務所長 様

市町村長

年度において下記のとおり県単森林整備事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容及び経費

(様式は別紙1のとおりとする)

3 事業費の負担区分

(様式は別紙2のとおりとする)

4 収支予算

(様式は別紙2のとおりとする)

5 事業完了予定年月日 年 月 日

6 添付書類

(1) 予算書抜粋

(2) 作業路設計図書(作業路経費が標準単価以上の場合)

年度県単森林整備事業実績報告書

年 月 日

〇〇林業事務所長 様

市町村長

年 月 付け 指令第 号をもって交付決定のあった県単森林整備事業を次のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により報告します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容及び経費

(様式は別紙1のとおりとする)

3 事業費の負担区分

(様式は別紙2のとおりとする)

4 収支精算

(様式は別紙2のとおりとする)

5 事業完了年月日 年 月 日

6 事業対象森林及び事業内容

(様式は別紙3のとおりとする)

7 添付書類

- (1) 位置図(縮尺5万分の1,又は2万5千分の1の地図に事業実施箇所を明示すること。)
- (2) 作業路設計図書(作業路経費が標準単価以上の場合)
- (3) 伐採及び集材に係るチェックリスト(作業路を開設した場合のみ)

年度 県単森林整備事業完成調書

1 調査者 所属 職 氏名

2 調査年月日 年 月 日

3 補助事業者

区 分	補 助 事 業 者
住 所	
市 町 村 名	
代 表 者 氏 名	

4 事業費及び補助額

事 業 費	補 助 額	補 助 率
円	円	%

5 交付決定年月日等

補助金交付申請 年 月 日	補助金交付決定 年 月 日	着手年月日	完了年月日	実績報告年月日

6 整備の実施状況

[illegible]

年度県単森林整備事業補助金交付請求書

年 月 日

〇〇林業事務所長 様

市町村長

年 月 日付け 指令第 号で額の確定のあった県単森林整備事業補助金を千葉県補助金等交付規則第 1 5 条の規定により下記のとおり請求します。

記

金 円
ただし、 事業の補助金

振込先	金融機関・店舗名		預金種目	口座番号
	銀行 支店		1 普通 2 当座	
	口座 名義人 (カナ)			

年度県単森林整備事業補助金概算払請求書

年 月 日

〇〇林業事務所長 様

市町村長

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定のあった県単森林整備事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第 1 6 条第 2 項の規定により下記のとおり概算払いされるよう請求します。

記

金 円

振込先	金融機関・店舗名		預金種目	口座番号
	銀行 支店		1 普通 2 当座	
	口座 名義人 (カナ)			

年度県単森林整備事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

〇〇林業事務所長 様

市町村長

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定のあった県単森林整備事業補助金交付申請書の内容を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、県単森林整備事業実施要領第3の3の(2)の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）する理由
- 2 変更後の事業の内容

（注） 様式は交付申請書に準じ、変更前の事業の内容及び経費の配分を比較対照できるよう、変更前を上段にカッコ書き、変更後を下段に裸書きの2段書きとする。

間伐材運搬等数量検知野帳

物件No.		野帳No.		検 知 年月日			
市町村名				検知者名			
運搬先所在地							
運搬者名・団体名				施業場所		市町村 大字	
末口径 (c m)	長さ (m)	本数 (正字)		本数計 (本)	単材積 (m³)	材積 (m³)	
計							
利用内容 (用途)				利用 (処分) 先			

別紙 1

2 補助事業の内容及び経費

[illegible]

別紙 2

3 事業の負担区分

(円)

事業費	負担区分				
	県補助金	市町村	森林組合	その他	計

4 収支予算（精算）

(1) 収入

(円)

区分	予算（精算）額	適用
県補助金		
計		

(2) 支出

(円)

区分	予算（精算）額	適用
県補助金		
計		

別紙 3

6 事業対象森林及び事業内容

[illegible]